



医療機器の安全使用を確保するための体制が整っていますか

医療機器の保守点検・日常の点検は確実に行われていますか

医療法改正から2年が過ぎました

「良質な医療を提供する体制の確保を図るための医療法等の一部を改正する法律」をうけ医療法が改正され2年がたちます。
その間、体制の確保に奔走していただいたと思いますが、最近、落ち着いて安堵しているようなことはありませんか。

放射線安全管理の推進は会の事業です

放射線の安全管理は、診療放射線技師に課せられた大きな目標です。
当会でも積極的に取り組んでまいりますが、皆様方に於かれましても、ご協力をお願いいたします。

安全へ向けた意識をもって

どうしたら安全に業務ができるのかを常に考えることにより事故の起こりにくい環境が整えられます。安全管理は個人の意識に左右されます。どんなに設備を整えても、それに対する意識が無くては安全は確保できません。

マニュアルを活用しましょう

国立病院療養所放射線技師会では、医療機器に係わる安全管理のための管理マニュアルをホームページに掲載しています。もう一度ご確認ください。また、施設にあったマニュアルを作成してください。そしてそのマニュアルをいつも見直し、よりよいものへと毎日でも更新しましょう。
常にその意識を持つことが安全と効率を両立させていきます。

放射線安全管理は誰がする

私たち診療放射線技師は、人体に放射線を照射できる職種です。なぜなら放射線の安全管理ができるからです。
求められるものは安全管理です。

診療放射線技師の立場は

診療放射線技師の立場は誰が保障するのでしょうか。
それは自分たちに他ならないのです。
放射線の安全管理、線量測定、点検等について自分たちでその重要性をアピールしましょう。技師数の削減はさせません。

